

町田市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 ( 2 0 1 7 年 ) 1 1 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市立公園条例の一部を改正する条例

町田市立公園条例（昭和45年12月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号を次のように改める。

(5) 貼紙、貼札その他の広告物を表示すること。

別表第4の5の表電光表示設備の項を次のように改める。

大型映像装置	町田市立陸 上競技場	一式	2時間	11,000円	22,000円
--------	---------------	----	-----	---------	---------

別表第4の5の表備考を次のように改める。

### 備考

- 1 附属設備の利用単位「1回」とは、専用利用の許可を受けた時間とする。
- 2 大型映像装置を利用して広告を表示する場合は、利用料金に広告1件につき2万5,000円を加算する。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

町田市立公園条例新旧対照表

改正後						改正前					
<p>(行為の禁止)</p> <p>第5条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 ただし、第2号から第8号までについては、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>貼紙、貼札その他の広告物を表示すること。</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>別表第4 (第8条、第8条の2、第21条関係)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 附属設備利用料金</p>						<p>(行為の禁止)</p> <p>第5条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 ただし、第2号から第8号までについては、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>広告、宣伝等を行うこと。</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>別表第4 (第8条、第8条の2、第21条関係)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 附属設備利用料金</p>					
附属設備の名称等		利用 単位	利用料金			附属設備の名称等		利用 単位	利用料金		
			スポーツに利用 する場合で入場 料の徴収又はこ れに類する取扱 いをしない場合	スポーツに利用す る場合で入場料の 徴収又はこれに類 する取扱いをする 場合及びその他の 事業等に利用する 場合					スポーツに利用 する場合で入場 料の徴収又はこ れに類する取扱 いをしない場合	スポーツに利用す る場合で入場料の 徴収又はこれに類 する取扱いをする 場合及びその他の 事業等に利用する 場合	
略		略	略			略		略	略		
<u>大型 映像 装置</u>	町田市 立陸上 競技場	一式	<u>2時間</u>	<u>11,000円</u>	<u>22,000円</u>	<u>電光 表示 設備</u>	町田市 立陸上 競技場	一式	<u>1回</u>	<u>15,000円</u>	<u>30,000円</u>

町田市立公園条例新旧対照表

改正後				改正前			
略	略	略	略	略	略	略	略
<p>備考</p> <p><u>1 附属設備の利用単位「1回」とは、専用利用の許可を受けた時間とする。</u></p> <p><u>2 大型映像装置を利用して広告を表示する場合は、利用料金に広告1件につき2万5,000円を加算する。</u></p>				<p>備考 附属設備の利用単位「1回」とは、専用利用の許可を受けた時間とする。</p>			